ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満のものに限る。）	（略）	一キロメートル走行当たり〇・一〇グラム	（略）	（略）	（略）	（略）
ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上のものに限る。）	（略）	一キロメートル走行当たり〇・一〇グラム	（略）	（略）	（略）	（略）
ガソリンを燃料とする小型自動車、軽自動車（二輪自動車に限る。）、軽自動車（二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車	ガソリンを燃料とする小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	一・五グラム	（略）	（略）	（略）	（略）
ガソリンを燃料とする小型自動車、軽自動車（二輪自動車に限る。）、軽自動車（二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車	ガソリンを燃料とする小型自動車（二輪自動車に限る。）、軽自動車（二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車	一走行による測定	（略）	（略）	（略）	（略）
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満のものに限る。）	（略）	一キロメートル走行当たり〇・一七グラム	（略）	（略）	（略）	（略）
ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上のものに限る。）	（略）	一キロメートル走行当たり〇・一七グラム	（略）	（略）	（略）	（略）
ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車	（新規）	（新規）	（略）	（略）	（略）	（略）
ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車	（新規）	（新規）	（略）	（略）	（略）	（略）
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）